スポ保第761号令和4年9月15日

各県立学校長 各教育事務所長

教育庁スポーツ保健課長

Withコロナに向けた新たな政策への移行に伴う学校における対応について

Withコロナに向けた新しい段階への移行が9月14日(水)より開始されました。それに伴い、保健所への発生届の対象でない方については、保健所としては陽性となった場合の自宅療養期間や家庭内感染等における濃厚接触者の特定はしませんので、学校は保護者等から相談があった場合には、下記の点に留意して適切に対応願います。

記

- 1 学校における新規感染者の発生状況の把握等について
- (1) 児童生徒等が陽性となった場合の対応について

「陽性者健康フォローアップセンター」に登録後、後日メールで受け取る医師の確定診断においては<u>療養期間(例:10日間)のみ指示されますので、具体的な日にち(例:9月〇日~9月〇日まで)については、下記を根拠に各家庭で判断する</u>ことになります。

- ① 有症状患者は、発症日を起点日(0日)として数える
- ② 無症状患者(無症状病原体保有者)は、検体採取日を起点日(0日)として数える
- (2) 家庭内等での濃厚接触者の判断について

濃厚接触者の判断については、自主判断となります。従って、同居する家族に陽性が確定した場合には、自宅待機期間は**陽性者を隔離した日を起点日(0日)と して5日**となります。また、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能となります。いずれの場合においても一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは健康状態の確認やマスクの着用等の感染対策を徹底してください。

(参考) 今和4年8月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡

【担当】県教育庁スポーツ保健課 学校保健担当(小・中学校) 菅井、庄司(県立学校) 菅井、五十嵐TEL 023-630-2891 /FAX 023-630-2893

e-mail sugaima@pref.yamagata.jp